

上場株式等の譲渡損失に係る 更正の請求の可否

税理士法人プライスウォーター
ハウスクーパーズ 公認会計士・税理士

山田 盛人

QUESTION

上場株式等の譲渡損失について、所得税の確定申告を誤った 場合又は確定申告をしなかった場合の更正の請求の可否

3月に平成23年分の所得税の確定申告期限が過ぎましたが、4月になって私は、次の申告ミスに気が付きました。どのように対応すればよいでしょうか。

- (1) 平成23年中に上場株式等の譲渡をしたことにより譲渡損失が発生しましたが、譲渡損失であったことから、提出した確定申告書にはこれを記載しませんでした。ただし、平成24年中には上場株式等の配当及び譲渡所得が発生する予定であり、平成23年分の上場株式等の譲渡損失について繰越控除を適用したいと思っています。
- (2) 平成23年分の確定申告において、上場株式等の譲渡損失の金額の申告をしました。しかし、一部取得費の計算誤りがあったのと、A証券会社の源泉

徴収選択特定口座での譲渡損失の存在を失念していたことにより、譲渡損失の申告額が過少であることに気が付きました。平成24年中には上場株式等の配当及び譲渡所得が発生する予定であり、平成23年分の繰越譲渡損失の金額を適正な金額に増額しておきたいと思っています。

- (3) 平成22年及び平成23年に上場株式等に係る譲渡損失の金額がありましたが、譲渡損失であり、他は勤務先の年末調整で完結する給与所得のみであったため、確定申告をしないで済ませていました。平成24年中には上場株式等の配当及び譲渡所得が発生する予定であり、過去の譲渡損失について繰越控除を適用したいと思っています。

A (1) 原則的には、更正の請求により上場株式等の損失の金額を明らかにすることで、平成24年の確定申告において平成23年の譲渡損失の繰越控除を行うことができます。ただし、あなたの当該譲渡損失が源泉徴収選択の特定口座において生じている場合は、更正の請求は認められません。

(2) 更正の請求により繰越譲渡損失の金額の更正を受けることで、平成24年の確定申告において更正後の金額での繰越控除を行うことができます。ただし、更正が受けられる（請求が認められる）のは、一部取得費の計算誤りによるものであり、源泉徴収選択特定口座での譲渡損失の存在を失念していたものについては、更正の請求は認められません。

(3) 申告期限を過ぎていますが、これから平成22年分及び平成23年分の確定申告書（期限後申告書）を提出すれば、平成24年の確定申告において平成22年及び平成23年の譲渡損失について繰越控除を適用することができます。

解説

1 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の制度について

(1) 制度の概要

確定申告をする居住者等が、上場株式等に係る譲渡損失の金額を有する場合には、一定の要件の下で当該譲渡損失額をその年分の翌年以後3年以内の各年分の株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得から控除することができます（措法37の12の2①⑥）。

この制度の対象となる「上場株式等に係る

参考

- 所法2
- 措法2
- 措法37の10
 - 37の11の5
 - 37の12の2
- 措令25の11の2
- 措規18の14の2
- 措通37の12の2-5
 - 37の12の26

譲渡損失の金額」とは、上場株式等（上場株式（東証外国部を含む）、上場新株予約権、外国市場で売買されている上場株式及び新株予約権、ETF等、J-REITなど）を、金融証券取引業者等への売り委託など一定の譲渡（通常の証券会社口座での譲渡、株式公開買付への応募など）をしたことにより生じた損失の金額であり、同年中の上場及び非上場株式等の譲渡所得の計算において控除します。上場株式等の配当所得と損益通算する場合は、その通算後の金額です（措法37の12の2⑦）。

繰り越した譲渡損失は、翌年以後3年にわたり、非上場株式の譲渡所得、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得の順に控除することができます（〔図1〕参照、措令25の11の2⑧）。

(2) 繰越控除の手続き

上場株式等の譲渡損失の繰越控除を受けるためには一定の申告手続きが必要であり、その概要は以下の通りです（措法37の12の2⑧、措令25の11の2⑫、措規18の14の2⑦三）。

- ① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき、次の書類の添付がある確定申告書を提出する。

- (ア) 「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」
- (イ) 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」

- ② その後において連続して確定申告書^(*)を提出する。

* 株式等の譲渡等がない場合でも、翌年以後に繰越控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書に①(ア)を添付する必要があります。

- ③ 繰越控除を受けようとする年分の所得税につき、この繰越控除を受ける金額等を記載した上記①(ア)を確定申告書に添付する。

2 ご質問の各ケースについての解説

上記1(2)の原則的な手続きの概要に照らすと、ご質問の各ケースはいずれも手続きに瑕疵があるように思える部分があります。そのため、判断を誤りやすい（＝「適正な譲渡損失額の繰越控除ができないのではないか」と勘違いしやすい）事例と思われます。

そこで、ここからは、ご質問のそれぞれのケースについての重要ポイントを簡潔にご説明したいと思います。

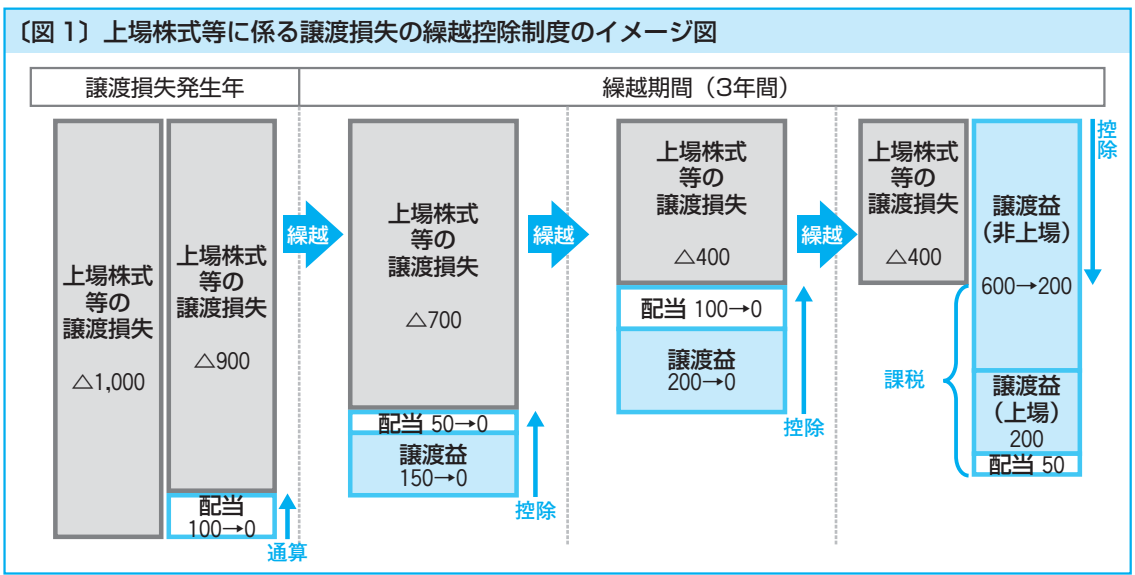
山田 盛人

YAMADA morito

公認会計士・税理士。1995年慶応義塾大学経済学部卒業。Big4系列の監査法人・税理士法人を経て、2004年7月税理士法人プライスウォーターハウスクーパーズ入所。

主に日系企業の法人申告業務、事業承継・組織再編・資産税に関連するコンサルティング業務従事等の他、証券会社プライベートバンキング部門への出向経験もある。

主な著書として『完全ガイド事業承継・相続対策の法律と税務(三訂版)』(税務研究会出版局)『資本取引税務ハンドブック』(中央経済社)(いずれも税理士法人PwC編)があり、日本公認会計士協会実務補習教材検討委員等も務めている。



CASE 4 上場株式等の譲渡損失に係る更正の請求の可否

(1)のケース

これは、確定申告書は提出したものの、譲渡損失であったため納税額に影響がないことから確定申告書に記載しなかった、つまり、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」と「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付をしなかったため、「もう当該繰越控除の制度の適用はできないのではないかと、納税者が勘違いしやすいケースです。

しかし、租税特別措置法通達37の12の2-5では、「確定申告書に当該明細書類の添付がない場合であっても、更正の請求（申告期限から1年以内、平成23年分以降は3年以内）において当該譲渡損失の金額が明らかにされ、更正を受けた場合には、確定申告書に当該明細書の添付があった場合と同様に取り扱われること」とされていますので、更正の請求を行うことで繰越控除の適用を行うことができます。

なお、当該譲渡損失が源泉徴収選択の特定口座において生じている場合は、更正の請求は認められないことに留意が必要です。源泉徴収選択特定口座は、そもそも口座内において一定の税額精算が証券会社によりなされていますが、その内容を含めて確定申告を行うか、確定申告には取り込まない申告不要を選択するかを納税者が判断して、口座ごとに選択することが制度として認められています。よって、確定申告書を提出しながら、当該口座の内容を申告しなかった場合には、納税者判断によって申告不要を選択したということであり、更正の請求の対象とすることはできないとされています。

(2)のケース

明細書を添付した確定申告書を提出したものの、計算誤りにより譲渡損失を過少に記載

したということですが、当該繰越控除制度には、当初確定申告に記載した金額を限度とするような定めはありません。

租税特別措置法（所得税関係）通達37の12の2-6では、更正が行われた時はその更正後の金額を基として繰越控除の規定を適用する旨が明示されているので、更正の請求・更正を受けることで平成24年において適正な金額での繰越控除が適用できます。

なお、源泉徴収選択特定口座の計算を確定申告に反映させるのを失念していたものについて更正の請求が認められないのは、上記(1)と同様です。

(3)のケース

こちらは、そもそも確定申告が不要（確定申告をしても納税も還付もない）であったために、確定申告書の提出をしてこなかったため、「もう当該繰越控除の制度の適用はできないのではないかと、やはり納税者が勘違いしやすいケースです。

確定申告というと、当然に申告期限内に提出を済ませるべきものではありませんが、申告期限を過ぎても提出することはでき、これを「期限後申告」といいます。一般的に期限後申告の場合には無申告加算税等のペナルティがつきものですが、今回のケースでは申告により追加の所得税納税額は生じないためペナルティは生じません。

また、繰越控除の手続きでは、明細書等を添付した確定申告書を連続して提出する必要がありますが、確定申告書が期限内申告書であるか期限後申告書であるかどうかは関係ありません。したがって、当該繰越控除の特例を適用した期限後申告書をこれから提出することで、平成24年においても繰越控除の適用を受けることができます（所法2①三十七、措法2①十）。